

「マイナポイント」を活用した 消費活性化策について

令和元年10月10日
高市議員提出資料

「マイナポイント」を活用した消費活性化策について

令和元年9月3日
デジタル・ガバメント閣僚会議
配付資料

- 令和2年度において、骨太の方針等を踏まえ、消費税率引上げに伴う需要平準化策(臨時・特別の措置)として、「マイナポイント」を活用した消費活性化策を実施。
- マイナポイントによって、官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指す。

	対象者	令和元年度		令和2年度
		10月		
低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券	・住民税非課税者 ・学齢3歳未満の子(世帯主)	事業実施 (2019年10月～2020年3月末)		
中小・小規模事業者の店舗での消費者へのポイント還元等の支援策	・キャッシュレス決済手段を用いて支払いを行う消費者等	事業実施 (2019年10月～2020年6月末)		
マイナポイント※1を活用した消費活性化策	マイナンバーカードを取得し、マイキーID※2を設定した者 (要件の詳細は今後検討)			ポイント還元終了後 事業実施 (一定期間)

※1 マイナポイント:マイキーIDにより管理するポイント

※2 マイキーID:本人からの申請により付与されるIDで、マイナンバーとは別のID。広く行政サービスや民間サービスで利用可能。

「マイナポイント」を活用した消費活性化策について（検討の方向性）

令和元年9月3日
デジタル・ガバメント閣僚会議
配付資料

- 一定金額を前払い等した者に対して、「マイナポイント」を国費で付与。

仕組みのイメージ

国による支援
(プレミアム分)

※ 自治体は、民間キャッシュレス決済事業者等と連携し、利用者・店舗を支援

民間キャッシュレス決済手段
(例：〇〇ペイ 等)

マイナポイント

前払い分等 + プレミアム分

ポイント
利用

前払い等



利用者

マイナンバーカード
を取得して、
マイキーIDを取得

利用場面の一例

スマホによる
QRコード決済等で
ポイント利用



オンラインショップで
ポイント利用

